

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月5日（平成28年（行情）諮問第558号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第606号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年10月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年10月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる文書，「各国データベース」及び「当該記事一覧」（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部を不開示とし，本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定については，本件対象文書を特定し，本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部を不開示とし，本件対象文書3を保有していないとして不開示としたことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月18日付け防官文第20040号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。（なお，異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

（1）異議申立書

ア 本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。

イ 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求

める。

エ 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

また、「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

オ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

カ 紙媒体についても特定を求める。

（2）意見書

基礎情報隊の所属の隊員が身分・氏名を明らかにした上で部外に意見を発表している事実がある。諮問庁が主張する「自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがある」という主張に根拠があるのであれば、隊員が身分を明かして「職務に関する意見を発表」という事態は考えられない。本事例は、諮問庁の主張に根拠がないことを隊員自身が証明していると言える。（意見書3）

（意見書1及び2は本答申では省略。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対して本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年12月18日付け防官文第20040号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書1及び2について

本件対象文書1及び2は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

3 不開示とした部分及び理由について

（1）本件対象文書1中、情報資料作成者の氏名、階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われ

るおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

- (2) 本件対象文書2については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (3) 本件対象文書3については作成しておらず、不存在であるため不開示とした。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書1及び2の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なる、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書1及び2の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書1及び2の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書1及び2の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「防衛省行政文書管理規則」(平成23年防衛省訓令第15号)14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、「記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、同条1号の規定は、行政文書を作成し、又は取得した場合の手続きを定めたものであり、記事一覧に相当する文書が存在するとする主張の根拠とはなり得ない。

なお、原処分に当たり、陸上幕僚監部内の全ての部署及び当該資料を閲覧可能な全ての部隊において、パソコン内のフォルダ、書庫及び倉庫を探索したが、本件対象文書1及び2以外に開示請求に該当する文書を保有していないことを確認し、さらに、本件異議申立てを受け、確実に期すために行った再度の探索においても同様であり、記事一覧に相当する文書の存在は確認できなかった。

(5) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書1及び2の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記2のとおり、本件対象文書1及び2の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書1及び2は電磁的記録のみを保有しており、原処分に当たって行った探索及び本件異議申立てを受けて行った再度の探索においても紙媒体の存在は確認できなかった。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| ① | 平成28年9月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月13日 | 審議 |
| ④ | 同年10月3日 | 異議申立人から意見書1ないし3及び資料を収受 |
| ⑤ | 同年12月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、本件対象文書1中の作成者の氏名及び階級等並びに本件対象文書2の全部については、法5条3号に該当するとして不開示とし、また、本件対象文書3については、作成しておらず不存在である

として不開示とする原処分を行った。

なお、異議申立人は、本件開示請求において、基礎情報隊が作成した情報資料の2015年10月分の開示を求めているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書2については、その性質上、月ごとにまとめられているものではないため、開示請求時点におけるものを特定したとのことであった。

異議申立人は、本件対象文書について、本件対象文書3は存在するはずであると主張するとともに、本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定並びに本件対象文書1及び2の中の不開示部分（以下、順に「本件不開示部分1」及び「本件不開示部分2」といい、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

以上を踏まえ、以下、本件対象文書3の保有の有無、本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無並びに本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書3の保有の有無について

(1) 本件対象文書1及び2の保存、管理の状況及び本件対象文書3の保有の有無について、その詳細を当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりである。

ア 本件対象文書1及び2は、基礎情報隊が作成した情報資料であり、第1科から技術科までの計6つの科において、各科が担当するそれぞれの分野について、新聞、ウェブサイト等様々な媒体の公刊資料等から収集した情報を基に、パソコンを利用して各科ごとに毎日作成し、週単位で更新される。

イ 各科が作成した情報資料には、その作成担当者によって表題が付加される。表題が付加された情報資料は、各科ごとに置かれる情報資料の管理責任者に提出され、同管理責任者が担当科分を取りまとめ、表題等に誤りがないかを確認した上で、各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダで保存、管理される。

ウ 情報資料から特定の事柄等を抽出する場合には、情報資料を保存、管理するパソコンからフォルダ内の既に付加されている資料名、トピック、地域及び要素の各選択項目並びに表題に含まれる語句により検索が可能であり、情報資料についての何らかの一覧を作成する必要はない。

エ 以上のように、情報資料については、何らかの一覧を作成している事実はなく、本件対象文書3に該当するような記事一覧は存在しない。

(2) 基礎情報隊が作成する情報資料の保存及び管理並びに特定の事柄等の抽出方法の状況に鑑みれば、情報資料の検索が可能なシステムが存する状況下で、あえて当該記事一覧を作成する実務上の必要性も認められな

いことから、当該記事一覧は存在しないとする諮問庁の上記（１）の説明に、特に不自然、不合理な点は認められない。

- （３）さらに、異議申立人は、異議申立書において、「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」１４条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。」と主張する。

当審査会事務局職員をして、上記規則を確認させたところ、同規則１４条は、行政文書ファイルについて規定したものであり、同条２号は、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめることを定め、同規則１５条は、当該組織の事務等の性質等に応じて、大分類、中分類及び小分類に分類し、分かりやすい名称を付すことを定めていることが認められる一方、異議申立人が主張するような記事一覧に相当する文書の作成を義務付けているとは解されない。

- （４）そのほか、本件開示請求の対象として特定すべき当該記事一覧が存在すると判断すべき事情も存しないから、防衛省において、本件対象文書３を保有しているとは認められない。

３ 本件対象文書１及び２の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について

- （１）異議申立人は、本件対象文書１及び２の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録についても特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書１及び２は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が、新聞、ウェブサイト等様々な媒体等から収集した情報を取りまとめたものである。当該資料の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に電磁的記録（PDFファイル）を格納することにより行っていることから、本件対象文書１及び２は電磁的記録（PDFファイル）のみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。なお、電磁的記録は、データ容量が少なく、改ざんが難しいPDFファイル形式でのみ保有しており、原稿の電磁的記録は、保存する必要がないためPDFファイルに変換した時点で廃棄している。

イ 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

ウ なお、理由説明書（上記第３の４（１））においては、本件対象文書１及び２の電磁的記録について、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定し

ていると記載しているが、上記アのとおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

- (2) そこで検討すると、本件対象文書1及び2は、特定の事柄を抽出するための検索が可能な状態でパソコンのフォルダ内で保存、管理されていると認められることから、これらについてはPDFファイルのみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

したがって、防衛省において、本件対象文書1及び2の外に特定すべき文書（紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 異議申立人は、本件対象文書1及び2の中の法5条3号該当を理由に不開示とされた部分（本件不開示部分）の開示を求めている。

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件不開示部分1には、各情報資料を作成した自衛隊員の氏名及び階級等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、基礎情報隊は、国内外に関する情報資料や科学技術に関する情報資料を収集、処理又は蓄積し、陸上自衛隊の各部隊等の要望に応じて配布すること等を任務としており、当該不開示部分を公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、異議申立人は、基礎情報隊の隊員が身分と氏名を明らかにして外部に意見を公表している事実があるとして資料を提出しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該資料は陸上自衛隊の現役又は退職した幹部隊員のみが会員・準会員として購読できる刊行物の記事にすぎないとのことであるから、この点は当審査会の上記判断を左右しない。

- (2) また、当審査会において本件対象文書2を見分したところ、本件不開示部分2には、基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積した各国の軍事情勢等に関する情報並びにそれらの情報について分析及び評価した内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積している情報の対象範囲及び同隊における情報収集の手法が明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集能力及び情報分析能力等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部を法5条3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部は、同号に該当すると認められるので、これを不開示としたことは妥当であり、本件対象文書3は、防衛省において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書1）

- 文書1 「コワリ2015」中・豪・米合同訓練が終了
- 文書2 中国陸軍，29の軍区を跨ぐ対抗演習が全て終了
- 文書3 台湾海軍，国産潜水艦の予算を計上
- 文書4 台湾軍，AH-64Eの実弾射撃を初めて実施
- 文書5 解放軍，損耗管理可能なICカード等を装備した訓練を実施
- 文書6 台湾軍の台北首都防衛戦について
- 文書7 台湾国防部，「5か年軍事力整備及び施政計画報告書」を提出
- 文書8 台湾人識者，2010年からの尖閣周辺での中国公船の活動を論
評
- 文書9 米国紙，中国軍のサイバー部隊（78020部隊）に関し報道
- 文書10 中国空軍，「戦略的軍種」建設を推進
- 文書11 中国海軍陸戦隊，「叢林〔そうりん〕2015」演習を実施
- 文書12 中国，海底ケーブル敷設のための水中ロボットを開発
- 文書13 中国軍，「聯合行動2015」合同実員演習が全て終了
- 文書14 中国軍，「火力2015・青銅峡」の一連の演習が全て終了
- 文書15 中国軍済南軍区が使用する携帯式夜間偵察情報端末について
- 文書16 中国海軍，1隻目となる半潜水船が進水
- 文書17 中国海軍，海南島に第2の空母基地を建造か
- 文書18 中国軍蘭州軍区，「聯合行動2015A」統合演習を実施
- 文書19 中仏海軍がイギリス海峡で合同演習
- 文書20 北朝鮮，党創建70周年に合わせた弾頭ミサイルの発射を示唆か，
国家宇宙開発局長が「衛星の発射」に言及（2015年9月14
日）
- 文書21 韓国軍，脱北者を北朝鮮向け放送に活用か
- 文書22 韓国，射距離800キロメートルの弾道ミサイルを2017年ま
でに開発
- 文書23 北朝鮮，寧辺核施設の稼働認める，原子力研究院長が言及（20
15年9月15日）
- 文書24 北朝鮮，軍需分野で継続する世代交代
- 文書25 韓国，朴大統領「国軍の日」演説
- 文書26 米原子力空母「ロナルド・レーガン」韓国観艦式後，米韓訓練参
加
- 文書27 北朝鮮，東倉里ミサイル発射場の施設の拡充を継続<38ノース
>
- 文書28 韓国陸軍第8210部隊，護国訓練の一環として人員・装備を移
動

- 文書 29 北朝鮮，美林飛行場の閱兵式準備の衛星写真<38ノース>
- 文書 30 韓国軍，2015護国訓練開始
- 文書 31 レーザの探求：高エネルギー・レーザの幻影（2／3）
- 文書 32 レーザの探求：高エネルギー・レーザの幻影（3／3）
- 文書 33 周波数帯域の効率的利用について
- 文書 34 ロシア：地对空ミサイル「S-300P／PT／PS／PMUシリーズ」（1／7）
- 文書 35 ロシア：地对空ミサイル「S-300P／PT／PS／PMUシリーズ」（2／7）